

令和 8 年 度
事業計画書



社会福祉法人 檉 会

令和 8 年度 社会福祉法人 樺会 事業計画目次

1. 樺会	
1) 基本理念	P2
2) 基本運営方針	〃
3) 目的	〃
4) 法人計画	〃
5) 理事会、評議員会開催計画	P3
6) 内部監査計画	〃
7) 社会福祉法人樺会組織図	P4
2. 介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
1) 事業目的	P5
2) 運営方針	〃
3) 日常生活介護	P6
4) 令和 8 年度重点事業方針、計画	P7
5) サービス提供課題への取り組み（第三者委員制度）	P10
6) 苦情解決・サービス第三者委員・施設オンブズマンの流れ	P11
7) 会議、委員会の開催計画	〃
8) 保健医療活動計画	P13
9) 西砂ホームのリハビリ	P14
10) サークル活動計画	P15
11) 実習生・留学生受け入れと協力ボランティア	P16
12) 防災訓練計画	P17
13) 研修計画	〃
3. 西砂居宅介護支援事業所・にしすな福祉相談センター	
1) 事業目的	P19
2) 運営方針	〃
3) 事業内容	〃
4) 令和 8 年度重点事業方針、計画	P20
4. 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
1) 事業目的	P22
2) 運営方針	〃
3) 事業内容	〃
4) 令和 8 年度重点事業方針、計画	〃
5. 学童保育事業・西砂第三学童保育所	
1) 事業目的	P24
2) 運営方針	〃
3) 事業内容	〃
4) 学童保育年間指導計画	〃
5) 令和 8 年度重点事業方針、計画	P25

社会福祉法人 櫛会

1. 櫛会

1) 基本理念

利用者様本位の施設を目指す

2) 基本運営方針

- 一、人間としての尊厳の確保、適切な自立支援
- 一、サービスの多様化と質の向上の実現
- 一、地域の独自性を活用し、地域社会との連携の強化
- 一、防災・防犯により利用者の生命の安全を確保する

3) 目的

福祉サービスを必要とするものが、心身共にすこやかに過ごせることを目指し、社会経済、文化等あらゆる分野の活動に参加する機会を得て、環境、年齢、心身の状況に応じ地域において必要な福祉サービスが総合的に提供されるよう、情報開示、情報提供、相談等福祉サービスの充実を図り、法人統一の BCP(事業継続計画書)を策定し、災害、感染症蔓延等の非常時においてもサービスの提供を継続できる体制を整備する。

学童保育においては、子供の安全・安心な生活の場を確保し、感染対策の徹底を図り、子供の生活と遊びを支援することで、子供の健全育成を図る。

(1) 指定介護老人福祉施設 西砂ホーム

入所定員 102 名

(2) 指定短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護

併設型 4 名（空床型 10 名）

(3) 西砂指定居宅介護支援事業所・にしすな福祉相談センター（立川市委託）

要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供し、ケアプランを作成する。
地域の方へ福祉に関する総合的な相談業務を提供する。

(4) グループホーム花梨

共同生活において、要介護または要支援の認知症高齢者への介護及び支援を行う。

入所定員 18 名

(5) 西砂第三学童保育所（立川市委託）

放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図るための居場所、運営を行う。

入所定員 42 名

4) 法人計画

(1) 重点目標

将来を見通した適切な収益性の確保に向け、計画的かつ効率的な事業運営に取り組み、事業所ごとの経営分析に努め、収支の改善を図り安定的な運営を目指す。

(2) 福祉人材確保・定着に向けた取り組みの強化

雇用時間や雇用形態を工夫し、多様な人材が働き方のできる仕組みを構築し、法人の取り組みを積極的に発信し、多様な福祉人材の確保に取り組む。

(3) 生産性向上に対する取り組み

業務効率化のため、定期的に業務の流れを整理し、マニュアル見直し、ICT の活用等、

サービスの質の向上と職員の負担軽減を図るとともに、働きやすく働き甲斐のある職場づくりを推進する。

(4) 物価高騰・賃金引上げについての検討と対策

長期化する物価高騰や賃上げによる影響を把握し、対応について検討するとともに、サービスの質を確保するため引き続き自治体等への要望を行う。

(5) 地域共生社会の推進

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関と連携して地域課題解決に取り組む。

(6) 事業継続への備え

災害等の緊急事態に備えた BCP(事業継続計画)の定期的な見直し及び訓練の実施。

5) 理事会、評議員会開催計画

施設全般の運営方針ならびに重要事項の意思決定を行う。

(1) 評議員会の開催

構成 評議員 7 名

日 程	内 容
第一回 評議員会 (6 月)	前年度事業報告及び決算報告の審議、その他
第二回 評議員会 (3 月)	次年度事業計画及び当初予算の審議、その他
臨時評議員会 (随時)	必要に応じ開催

(2) 理事会の開催

構成 理事 6 名(理事長含む) 監事 2 名

日 程	内 容
第一回 理事会 (6 月)	前年度事業報告及び決算報告の審議、監事監査報告、定時評議委員会開催日審議、その他
第二回 理事会 (11 月)	理事長業務執行報告、上半期収支会計審議、その他
第三回 理事会 (2 月)	理事長業務執行報告、次年度業務委託等審議、その他
第四回 理事会 (3 月)	令和 8 年度補正予算審議、令和 9 年度事業計画及び当初予算の審議、その他
臨時理事会 (随時)	必要に応じ随時開催

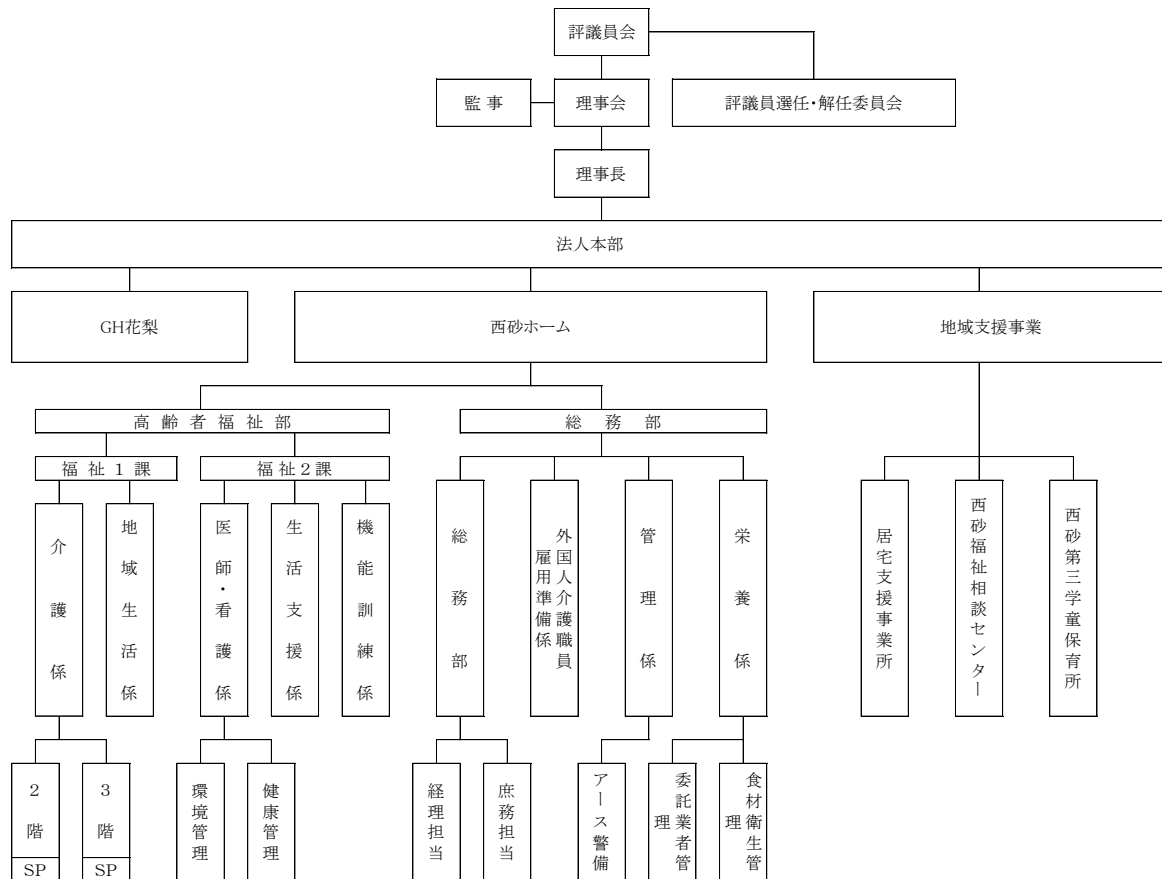
6) 内部監査計画

櫛会全般の適正な運営・管理を行うために実施する内部監査。

尚、福祉会計サービスの会計全般のチェックと経営指導提示は毎月行うものである。

日 程	内 容
6 月	櫛会理事・監事による令和 7 年度事業会計報告の確認 定時評議員会による計算書類、財産目録の承認
11 月	利用者預り金、寄付金等の処理が適正に行われているかの確認
2 月	令和 9 年度事業計画、収支予算が適正かの確認
3 月	証拠書類(購入稟議、見積書、請求書、領収書 等)の確認

7) 社会福祉法人 樺会 組織図



指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業
介護予防短期生活介護
「西砂ホーム」

1) 事業目的

利用者が尊厳を持って、自分らしく、生き生きと暮らすことのできる施設を目指す。清潔で安心・安全な介護サービスの充実を図り、利用者のできる事・やりたい事の継続性を重視したサービスの提供に配慮する事を心掛け「その人らしい生き方」の実現を目指す。

2) 運営方針

- 1 利用者個々の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供。
- 2 人財の確保・育成・定着に向けた取り組みを引き続き行うとともに、成長と達成を実感できる職場づくりの構築。
- 3 感染症及び災害種別に応じた対策訓練を年2回実施し、具体的に検証する。
- 4 介護テクノロジーの導入・活用に取り組み介護現場の生産性向上の推進に努める。
- 5 職員のメンタルヘルス・労働災害への対策を講じ、その内容を職員へ周知する。
- 6 事業所内連携を強化し、問題や課題に対してチームとして改善する意識を高める。

(1) 職員

当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準」に示された下記所定以上の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することがある。

- 1 施設長 1名
- 2 医師 3名
- 3 生活相談員 1名
- 4 看護師 3名
- 5 介護職員 33名
- 6 管理栄養士 1名
- 7 機能訓練指導員 2名
- 8 介護支援専門員 1名
- 9 事務員 3名
- 10 調理員 (業務委託)

尚、必要に応じてその他の職員を置くことがある。

(2) 職務

職員は、当ホームの施設目的を達成するため必要な職務を行う。

- 1 施設長は、施設の業務を統括する。
- 2 医師は、利用者の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。
- 3 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査ならびに利用者処遇の企画および実施に関するに従事する。
- 4 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- 5 看護職員は、利用者の診察の補助および看護ならびに利用者の保健衛生指導に従事する。
- 6 栄養士は、献立作成、栄養量計算および食事記録、調理員の指導等食事業務全般ならびに利用者の栄養指導に従事する。

- 7 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- 9 事務員は、庶務および会計事務に従事する。
- 10 調理員は、給食業務に従事する。

3) 日常生活介護

(1) 三大介護（三大介助）

三大介護とは、食事、排泄、入浴介助の3つの身体介護を指す。

介護者は、利用者の日常生活の支障を補うために、身体に直接触れ介助を行う為、十分な知識や、プライバシーへの配慮、利用者個々の安全を守り自立支援を考慮した援助が求められる。

-1 食事

食事は、健康を維持しエネルギーを生み出すほか、咀嚼する事で、脳の活性化につながる重要な役割になる。また、食べることは、楽しみでもあるため、危険の無いよう、個々に合わせた食形態を管理栄養士の管理のもとに提供する。また、カロリー制限や塩分制限のある利用者に対しては療養食を提供し健康管理を行い、介護者は、食べ物を口に入れてから咀嚼、嚥下するまで適切なサポートを行うことはもちろん、利用者にあった食器や座位調整を行い可能な限り自身でおいしく召し上がれるよう援助する。

食事時間（下記は基本的な時間帯とし、利用者の状態等により変更の場合がある）

朝食 8:00～ 9:00

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

-2 排泄

人間が生きていく営みのなかでも、排泄行為は最後まで他者の援助を受けずにいたいと誰もが思っている。しかし、援助を必要とされている利用者が多いことが現実であり、援助内容や方法が適切であるかなどを、オムツアドバイザーを含めて常に確認し、新パットを導入する等、利用者に快適に過ごして頂けるよう取り組んでいる。オムツを外す計画についても、重度化傾向にあるものの多職種連携し取り組んでいく。

-3 入浴

入浴は皮膚の清潔、血行促進やリラックス効果があり、心身ともにリフレッシュでき皮膚全体の観察もできる為、皮膚トラブル等の早期発見につながる。直接身体に触れるので、プライバシー保護や安全面、衛生面の確保を行い、くつろげる場になる入浴を提供する。

(2) 理美容、整容

- 1 月1回理容師が来園し、利用者の希望される髪型、毛染等の要望を聞き入れ理髪を行う。
- 2 洗面、口腔ケア、整髪、爪切り、髭剃り、更衣など、身だしなみを整えることを「整容」という。整容は身体の清潔を保つだけでなく、生活意欲を向上させ、身体状況に良い影響を与えて行く。

(3) 生活相談、援助

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者およびご家族からの個別の問題や相談には、速やかに対応し早期の解決を目指す。そのためには、ニ

ーズを的確に把握し、生活相談員、介護職員等と個人情報及びプライバシー保護を念頭に関係部署、外部機関との連携によって解決を図る。

(4) 社会生活上の適宜の供与等

- 1 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行う。
- 2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者およびご家族において行うことが困難である場合は、依頼、同意に基づいて代行を行う。

(5) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を引き出し、その機能を維持するための訓練を行う。

(6) 健康保持

医師や看護職員、介護職員等は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康の保持のため適切な対応をし、その記録を残す。

(7) 緊急時の対応

- 1 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。
- 2 夜間の急変においてはオンコール体制を敷き、あきる台病院 担当医の指示にて対応を行う。

4) 令和8年度重点事業方針・計画

(1) 利用者本位の施設サービス提供

全ての利用者が施設生活を居心地良く過ごして頂く為には、良質且つ安全・安心なサービスを提供していく事が重要である。良質且つ安全・安心なサービスを提供していくには、私たちが介護のプロとしてどのように利用者に向き合い、どのように一人ひとりの利用者の生活に合った介護を提供するか、感染症等の対策を行い安全・安心に過ごして頂けるかなど、利用者側から考えた「思いやりのある介護の実践」を提供するよう心掛けなければならない。また、施設資源を最大限に活用するため、利用者の確保を確実に実施していく。

(2) 利用者の権利保護

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、高齢者虐待防止法の理念「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律124号)に基づき、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じてきた。また、「身体拘束を行わずケアする」を基本原則として掲げ施設内研修等による虐待等の防止に関する基礎的内容の普及・啓発に取り組み「身体拘束ゼロの実現」を目指してきた。現状利用者の重度化が進み、職員の目が行き届かない場所での事故発生等、対処困難事例が増加していくことが予測されるなかで、代替ケアの検討無く身体拘束の開始・解除を安易に行ってしまうと利用者の尊厳を傷つけるような虐待及び転倒事故の発生につながる恐れがあるため、代替ケアの検討等について、職員間の連携を今まで以上に綿密に行なっていくことが求められる。こういった点に留意して「身体拘束ゼロの実現」を目指していく。

また、職業上知り得た利用者情報について個人情報保護管理規定に基づき第三者へ漏洩する事の無いよう厳守する。

(3) ケアプランの立案・実践・充実

- 1 ケアプランについては、P・D・C・A（計画、実施、確認、評価）を行い、利用者及びご

家族の要望を取り入れた計画とリハビリ、栄養ケア計画を連動させた計画を立案し、ニーズに向けての実践、確認、評価を支援経過に記入、モニタリングを行う。常に、きめ細かいサービス、観察を行えるよう、職員のスキルアップが重要となる。

- 2 利用者にとって住み慣れた場所、なじみの仲間、職員と最後まで過ごせることを重要視している。当ホームにおいても看取りを希望された利用者、ご家族の意向を伺いターミナルケアプランを立案し、最期の日まで寄り添う事が出来るような介護、看護を提供する。

(4) ご家族とのコミュニケーション、苦情解決、情報の公開

利用者に関しての状態の変化や特変事項等(事故、怪我、転倒、状態の急変、感染症発症、要望等)については速やかにご家族に連絡し、利用者の状態、状況を細かく説明し、把握して頂けるようコミュニケーションを密にする。また、ご家族の面会については、感染症防止対策の観点からリモート面会を導入し常時利用者の状況が把握できるようにする。

施設の情報（基本理念、事業計画、事業報告、年間行事、サークル活動、身体拘束廃止への取り組み状況、苦情受付状況、感染症発症状況等）はご家族に公開し情報を共有できるようにし、利用者及びご家族からの苦情・要望を施設として組織的に迅速に対応する。

また、第三者評価事業も活用し開かれた施設運営を目指す。

(5) 利用者サービスの充実

- 1 利用者の安全、快適な生活を送っていただく上で、余暇活動を充実する事が重要である。年間行事、サークル活動の一層の充実を定期的に検討し企画し提供をして行く。また、社会との関わり、季節感を直接感じられるよう外出の機会を設ける等、精神面の活性化を図る。現在、身体機能が低下している利用者の入所が増え、入所中の利用者も重度化という現実があるが、その中で利用者の身体面、意識面で残された機能を維持、改善が行えるよう日常生活の中で、身体を動かし刺激をもたらす「ラジオ体操」、「ふれあい喫茶」等を活用する。

月	行 事	近 隣
4	誕生会・お花見	樺会協力会
5	誕生会・端午の節句・衣類販売	阿豆佐味天神祭り
6	誕生会・紫陽花祭り	
7	誕生会・七夕祭り	地域盆踊り
8	誕生会・創立記念日	
9	誕生会・お月見会	殿ヶ谷寿老人会
10	誕生会・長寿を祝う会	樺会協力会 西砂川地区文化祭
11	誕生会・衣類販売	西砂文化祭 砂川合同総合防災訓練
12	誕生会・クリスマス会	藤幼稚園交流会
1	誕生会・新年祝賀会・初詣	立川消防署出初式 殿ヶ谷寿老人会
2	誕生会・節分	松中保育園交流会
3	誕生会・ひな祭り・修了式	西砂会館祭り 福祉祭り

- 2 利用者が生活していくうえで衣類の品質劣化による不足、身体機能の変化による衣類形態、サイズ不適合などは避けられないものではあるが、快適な日常を送って頂けるよう利用者、ご家族の要望を取り入れ、適宜の見直しを行い、個々のニーズに合った品物が

提供できるよう心がけ、充実させていく為、春と秋に出張販売を企画開催し、ご家族と共に楽しめるショッピングを提供する。

(6) 事故防止に対する取り組み

事故は利用者に身体面、精神面への負担や影響を及ぼす。骨折等の重大な事故の場合は、安静対応という行動制限をしなければいけない場合も多く、結果としてADLの低下といった事態を招いてしまい、それにより2回・3回と事故を繰り返してしまう恐れもある。事故を防止するためには、利用者の日常の些細な変化や行動の違いを感じ取る必要がある。その為に利用者への関心を高く持ちヒヤリハットを充実させ、情報のさらなる共有を図ることが重要となる。見守りの徹底という漠然とした再発防止ではなく、一つひとつの事故を分析・検討し、同じような事故を繰り返さないために、職員同士の横のつながりを密にし、情報の共有をはかり職員全員が同じ目的意識を持ち、利用者に寄り添う支援を心がけ、チームで事故防止を図る。また職員各自が、事故防止マニュアル、業務マニュアルの再確認を行い、利用者の生活環境・生活空間にも目を向け、使用しているベッドや車イス等の福祉用具、居室の整備、室温、室調、施設設備等の確認を適宜に行い、利用者が快適、安全に使用できるように取り組む。ベットに関しては現在使用しているセンサーベットに加え、令和7年度1月に新規導入された次世代型介護ベットを活用し、事故を未然に防げるよう努める。

(7) 職員のスキルアップ

職員個々の技術向上を目指すことによって、利用者が安心し、安楽な生活を送れるような環境づくり・サービスの提供を行う。そのために、外部研修等へ積極的に参加し外部研修で得たより良い技術・知識を職員全員に共有するため、内部研修を適宜実施する。感染防止対策として、リモート研修及び、少人数制の研修を実施する。

(8) 食事・栄養活動計画

-1 活動方針

「美味しく安全に食べて頂く」を基にバランスのとれた季節感のある美味しく安全な食事提供をする。

-2 活動計画

① 栄養ケアマネジメントの実施

- ・利用者の栄養状態、嗜好、摂食・嚥下状態などを把握し多職種協働で栄養ケア計画を作成する。
- ・体重管理を重点的に行う。
- ・計画に沿って栄養管理を行い、定期的に栄養状態など実施状況の記録と評価をし、必要に応じて計画の見直しを行う。

② 栄養管理

- ・食事内容の変更による約束食事箋の設定。
- ・栄養給与目標量の作成。

③ 食事サービスの充実

- ・行事食、郷土料理等楽しく話題のある食事やおやつの提供。
- ・嗜好調査、残菜調査を行い利用者の意見を反映した献立作成。
- ・嗜好やアレルギーを考慮した代替食の提供。

④ 衛生管理

- ・委託業者による厨房従業員の社内研修を行い、食中毒や感染症の防止に努める。

- ・職員の業務前の衛生チェックを行う。
- ・納入業者の衛生管理。
- ・食中毒発生マニュアルの整備。

④ 非常食の整備

- ・水、食料を 3 日分備蓄する。
- ・在庫管理表をもとに賞費期限を確認し入れ替えを行う。
- ・3 日間の献立を作成する。
- ・災害時マニュアルの整備。

5) サービス提供課題への取り組み(第三者委員制度)

- (1) サービス提供課題への取り組みとして、第三者機関としての第三者委員制度を設置する。

第三者委員は

地域自治会関係	1 名	
社会福祉関係	1 名	
ボランティア	1 名	で構成される。

第三者委員は、苦情解決ならびにサービスについて点検、評価、解決に向けての話し合いをする。

- (2) 利用者本位の快適な生活を提供すべくサービスの公正な評価と向上を図るために、東京都第三者評価（利用者調査 他）を実施する。

- (3) サービス改善委員会(苦情解決委員会)の取り組み

委員会では公平、中立の立場で利用者本人またはそのご家族からの相談、苦情等を受け付け解決する。相談/苦情等があった際は、随時開催する。

サービス改善委員会では、櫛会が行う社会福祉事業についてそのサービスの点検、分析評価する。

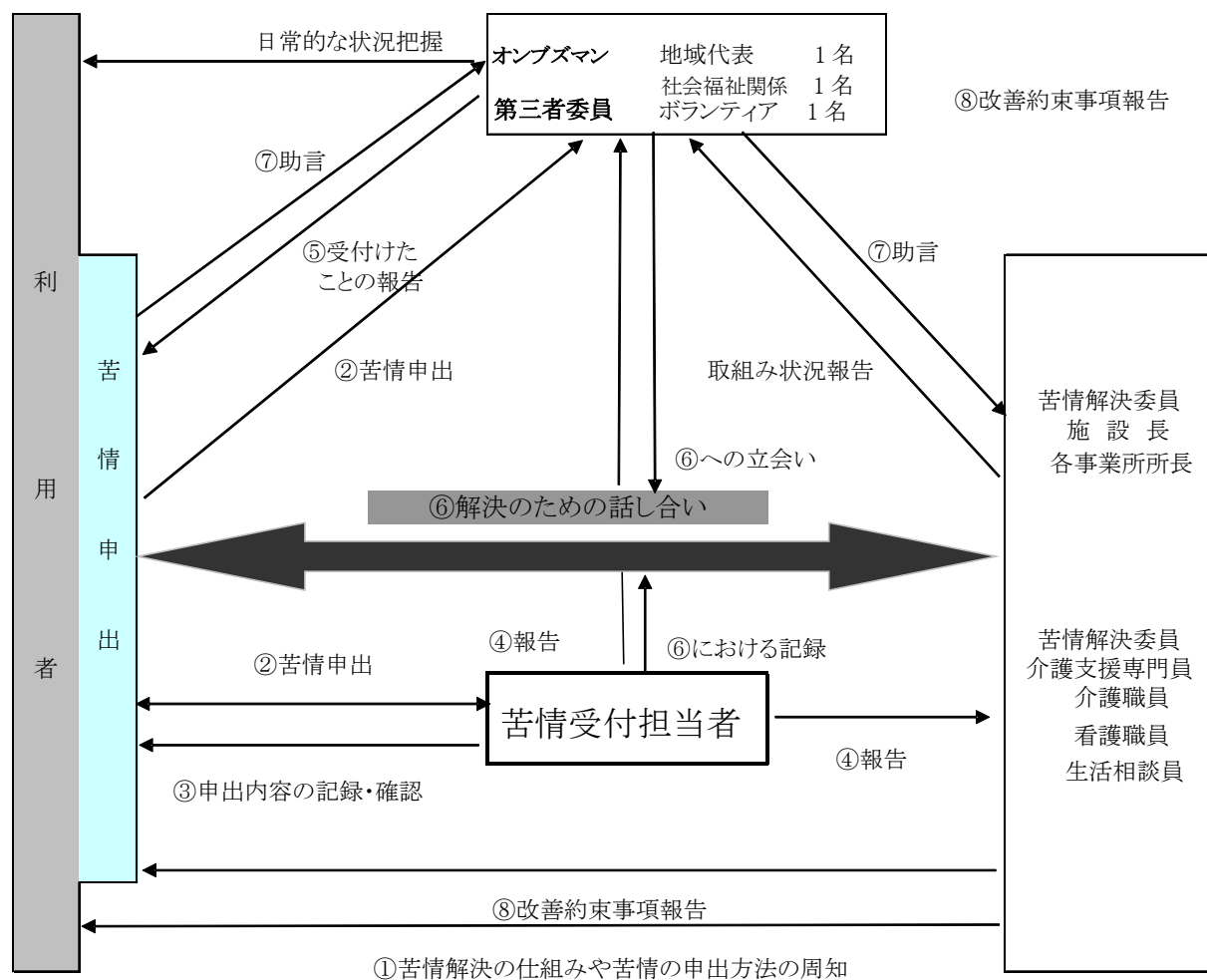
- (4) 個人情報の適正な取扱いをはかる

個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこととし、関係法規を尊重し個人情報保護に関する考え方や方針及び個人情報の取扱いに関する規定を策定し、それらを対外的に公表する取組みを行っていく。

- (5) 委員会活動の充実によるサービスの改善

利用者にホームで安全に快適な生活を送っていただくために、既存の 16 の委員会活動の一層の充実をはかりサービスの改善とサービスの質の向上につとめる。

6) 櫛会苦情解決・サービス第三者委員、施設オンブズマンの流れ



7) 会議、委員会の開催計画

会議の開催計画

	会議名	回数	開催日	会議の目的	参加職種
1	サービス担当者会議	月 2 回	第 2～4 水曜日	利用者個別のケアプランの作成および見直し、検討	生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練士、介護支援専門員、管理栄養士
2	利用者 懇談会	4 半期 毎	随時	生活全般にわたる利用者およびご家族の要望、不満、悩みを収集し、良好な人間関係の構築とサービスへ反映する	施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、利用者、家族、介護支援専門員
3	フロア会議	偶数月	第 3 水 月末	介護職員間の業務内容の確認と連絡調整	生活相談員、介護職員

委員会開催計画

	名称	回数/月	開催日	会議の目的	参加職種(一部省略)
1	サービス改善委員会	1	随時	利用者、ご家族に対し意識調査等を行いサービス向上を図り、要望、苦情の受付調査、対策立案徹底 サービス提供についての調査検討	施設長、生活相談員、介護職員、看護職員 機能訓練士、 介護支援専門員
2	給食委員会	1	第4土	食事ニーズの把握とメニューの検討 利用者の栄養状態の確認、改善に向けての調査、マネジメントとプランの検討	施設長、看護職員、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員、委託会社栄養士
3	リハビリ委員会	1回 ／ 2ヶ月	第3土	利用者の現状の把握と適切なりハビリ内容の検討 転倒要因の分析、再発防止対策の検討	機能訓練士、看護職員、介護職員、生活相談員、 介護支援専門員
4	褥瘡対策委員会	1	第4金	予防計画、指針の作成、発生防止のための体制整備、実践に対する評価施設内教育の実施。排泄、入浴等褥瘡防止のための衛生管理研修の実施	医師、看護職員、介護職員、 管理栄養士、 介護支援専門員
5	防災・安全・生活環境委員会 (BCP 災害対策対応含む)	1	第1月 随時	防災の指導、訓練等の企画検討、防災設備の点検、施設整備、車両等の安全点検。生活環境に関する事の検討整備	施設長、生活相談員、看護職員、管理栄養士、介護職員、 管理係、介護支援専門員
6	身体拘束廃止委員会	1	第4月	利用者の安全を確保し、適切なサービスの検討。身体拘束廃止の計画立案、分析、検討。拘束状況の記録確認、適正な運用の徹底研修の実施	医師、施設長、看護職員、 生活相談員、介護職員、機能訓練士、介護支援専門員
7	感染症対策委員会(BCP 感染症対策対応含む)	1回 ／ 3ヶ月	第1水	感染症、食中毒の予防、蔓延防止対策の検討、指針の作成及び発生時の対応。職員教育、年2回の研修実施	医師、看護職員、介護職員、 管理栄養士、管理係 生活相談員、介護支援専門員
8	衛生委員会	1	第2金	職員の労働災害の防止と健康管理を確実にして健康維持及び疾病を防止する。	医師、施設長、衛生管理者、 各部署管理者、 職員代表
9	口腔衛生委員会	1	第4木	利用者の口腔衛生に関することの検討、及び用具の選定	歯科医師、歯科衛生士、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員
10	広報委員会	—	随時	事業所の広報について検討 ホームページリニューアル・更新 けやきだより掲載予定記事の確認	施設長、 広報担当
11	入所判定委員会	1	第1月 都度	空ベットが出たとき、直ぐに入所出来るよう、待機者の検討判定をする ショート空ベットの運用	施設長、介護職員、看護職員、 生活相談員、介護支援専門員
12	入浴・排泄委員会	1回 ／ 2ヶ月	第2土	利用者の入浴・排泄方法について検討、排泄用具の選定 入浴業務改善について検討	介護職員、生活相談員、看護職員、介護支援専門員
13	事故発生防止委員会	1	第4月	介護事故発生防止指針、報告様式の作成。状況背景等記録と報告、事例の集計分析、防止策の検討、職員に周知徹底、年2回の研修実施	医師、施設長、介護支援専門員、看護職員、介護職員、 生活相談員、機能訓練士

14	虐待防止委員会	1	9月 3月 第4火 随時	高齢者虐待防止指針作成・虐待防止に向けた取り組み・虐待等が発生した場合の対応・職員教育・年2回の研修実施	施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練士、事務員、管理係
15	生産性向上委員会	1回 ／ 3ヶ月	随時	介護ロボットの導入検討や業務内容の見直しを行い、介護サービスの質の確保/向上を行う。また、これらの活動を通じて、職員のモチベーション向上をはかる。	施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練士、事務員 管理係
16	LIFE委員会	1	10日	LIFE情報提供に向けての検討や情報収集、入力を行う。また、フィードバック情報を活用・検討する。	施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練士

8) 保健医療活動計画

(1) 活動方針

利用者の生命の尊厳を守り、その人がその人らしく生き生きと生活できるよう支援することを目標とする。

- 1 安全で快適な生活環境を提供し、専門的知識・技術に基づいたきめ細かな看護サービスを提供する。
- 2 個々の利用者の特性を充分理解し、重度化に移行した時点から最期を迎える過程でその人がその人らしく尊重され穏やかに過ごせる環境、看護、介護を提供する。

(2) 保険医療活動計画

-1 健康管理の把握

- ① 朝礼、夕礼、申し送り、観察
- ② 多職種と情報共有し連携した対応
- ③ 異常の兆候を早期に発見し、適切な処置、ケアを行う。
- ④ 食事、排泄、睡眠状況の観察

-2 健康診断

定期健康診断を実施し、異常の早期発見や健康状態の把握に役立て、医師との連携により適切な看護、医療の提供につなげる。

-3 健康の維持

個々の健康状態を把握し他職種との連携により適切な日常生活の援助、医療、看護を提供する。

-4 健康相談

常に利用者の相談窓口となる。異常があればご家族や他部署と共に適切に対処し、必要に応じ、受診する。

-5 健康教育

- ① 感染症や廃用症候群などの知識を普及する。
- ② ご家族にも急変、老衰について、予め説明する。

-6 受診の対応

ご家族、医師と相談し受診の必要性を判断し、必要に応じて付き添う。

-7 健康障害を持った利用者への対応

- ① 専門医への受診。

- ② 医師の指示に基づいた処置、ケアの提供。
- ③ 安全、安楽を配慮した生活環境の調整。
- ④ 介護職員との情報の共有と医療上の助言を行う。

(3) 看取り業務の実施

利用者やご家族が施設内で自然な形の看取りを希望した場合、できる限り希望に沿った施設内での看取り対応を実施する。実施するにあたり、管理医・主治医による往診、看護師・介護職員等が常時利用者の状態把握と苦痛の緩和に努め、ご家族との情報共有を行い、個人の希望に沿った看取り対応に努める。

(4) 施設内感染予防

-1 MRSA、HBV、HCV、コロナウイルス、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルス、食中毒など当ホームのマニュアルに沿って実施。

- ① 定期的な職員教育を開催する(感染症委員会をサービス種別に応じ、おおむね 3 ヶ月に 1 回以上実施)。
- ② 感染症を想定した訓練の実施を年 2 回実施し、実際に発生した場合、迅速に対応できるように備える。
- ③ あきる台病院との医療連携の実施。感染症に対する情報交換や対応方法の研修、訓練を 2 回/年 以上行う。

-3 入所時、退院時、事前面接時に確認、情報収集を行う。

-4 清潔、換気、温度、湿度、生活用具の消毒。

(5) 定期診察

- 1 新入所者の健康診断は、入所後早期に受診する。
- 2 定期的に配置医師が診察を実施し、利用者全員に対して異常の早期発見、適切な処置を確保する。
- 3 精神科医師による定期診察を実施する。
- 4 歯科医師による診察と歯科衛生士によるケアの実施。職員に対する口腔ケア指導。

内科	白形 Dr(あきる台病院)	毎週水曜日
精神科	佐々木 Dr	隔週木曜日
歯科	吉間 Dr	毎週木曜日

(6) 協力医療機関

- 1 利用者が入院治療または検査を必要とする状態になった場合、委託医の診療情報提供書および看護サマリーを持って次の医療機関に依頼する。
- 2 利用者やご家族の希望により他の医療機関で相談を受け、助言や援助を行う。

医療機関名	休診日	電話番号
あきる台病院	日	042-559-5761
豊泉胃腸外科	水、土（午後）、日、祝日	042-534-7611
うしお病院	日	042-541-5423
竹口病院	日	042-541-0176

9) 西砂ホームのリハビリ

(1) 目的

医師、機能訓練指導員、看護師、介護職員、介護支援専門員、歯科衛生士、管理栄養士 等で情報を共有して「寝たきりにさせない」を目標に、歩行訓練・移乗動作介助・食事摂取の援助等の生活リハビリを中心に実施するとともに、他の利用者と触れ合いながらご自身

の機能を引出し、レベル保持を図る。またリハビリ委員会を設け、個別機能訓練について、計画・検討等を行う。

訓練実施に際し、窓を開けるなどの換気に努め、訓練の際はマスク着用、手洗い、ゴム手袋を使用し、訓練器具は使用后、消毒するなど、感染防止にも努める。

(2) 訓練内容

-1 運動療法

- ① 個別 関節可動域訓練（他動運動）、上下肢一自動・自動介助運動、抵抗運動、立ち上がり・立位保持訓練、歩行訓練（歩行器 付き添い 杖 シルバーカー等）
- ② 集団 グループ体操（ラジオ体操・西砂ホーム体操）/毎日
遊びりテーション、レクリエーション（玉入れ ボッチャ等）
各種サークル（民謡、カラオケ 等） 外気浴、日光浴を行い心身機能の活性化

-2 物理療法

マッサージ療法（軽擦マッサージ等）

-3 生活動作訓練

- ① 機能訓練的ADL 歩行 立ち上がり 立位保持 座位保持
- ② 生活リハビリ 動作分割的援助によるベッドサイドでの一連動作訓練
（寝返り・起き上がり・座位保持）、その他（オムツ交換時の協力動作・移乗の協力動作・トイレでの立位保持・車いすの自走・更衣・整容・食動作）
- ③ 作業療法 おしぼり・エプロンたたみ・書道・塗り絵等

-4 ポジショニング

座位姿勢、臥床時の良肢位の工夫、クッション等を使用し、正しい食事姿勢の確保（誤嚥防止）を行う。

-5 環境整備

- ① ベッドサイドの整備：居室担当者
- ② 移動補助具の整備：居室担当及び管理課、機能訓練士
- ③ 生活補助具の整備：管理課

-6 個別機能訓練の長期目標・短期目標

利用者個々のレベルや個性に合わせた具体的な内容にするとともに、季節なども考慮した目標を設定し、利用者の状態、訓練内容を随時見直す。また、各委員会との情報交換を密に行い、リハビリの必要性の検討・評価を実施する。

10) サークル活動計画

利用者の好みや心身の能力に合わせた活動を用意し、社会関係づくり、生きがいを持てるよう援助し、利用者が日常生活上での対人関係に注目し、他の利用者との関係を深め、精神的安定を図り、生活に張りが生まれ充実感と満足感が得られる活動を目指す。またリハビリという目的も考慮し、余暇を有効に活用し、楽しみながら残存機能の維持・改善、精神的な刺激をもたらすよう計画、実施する。

集団でのサークル活動中は、窓を開けるなどの喚起に努め、手指消毒などを実践しながら感染防止にも努める。

サークル名	定例日	実施内容
書道サークル	月間 8回実施	文字から季節を感じたり、作品の展示も行う。

民謡サークル	月間 3回実施	三味線の音色に合わせて、昔馴染みの民謡を唄う。大勢の仲間と一緒に大きな声で唄うことでストレス発散、精神安定を図る。
唄おう会 カラオケサークル	月間 8回実施	利用者 同士のコミュニケーションの場としても活用する。
塗り絵サークル	月間 4～5回実施	季節に合わせ塗り絵などを通じて手先を使い作品制作をして、展示も行う。手先を使うことにより心身機能の向上を図る。
ぼっちゃサークル	月間 1～2回実施	利用者様同士が一緒に、そして安全に楽しんでいただく。
手遊び・ゲーム	月 1回	種々のゲームを楽しみながらリハビリを兼ねる。
ふれあい喫茶	月間 4回	飲食等をしながら、歌ったり、会話を楽しんだりしていただく。
ケーキバイキング	隔月	季節に合わせたお菓子・ケーキ等を数種類用意し、バイキングを楽しんでいただく。
生涯現役倶楽部	月間 4回実施	NPO 法人の方が来園し、ラップの芯を使用したり、音楽に合わせて体を動かしたり、大きな声を出したり体の活性化を目的とする。

11) 実習生・留学生受け入れと協力ボランティア

実習生・留学生、協力ボランティア、職業体験等の受け入れに際し、来訪者の体調確認(検温、咽頭痛などの確認)を実施する。なお、37.5℃程度以上の発熱がある場合は、施設への立ち入りをお断りする。また、手指消毒、マスクの着用を義務付け、感染症予防に努める。

(1) 実習生・留学生の受け入れ

介護を要する利用者のお手伝いをさせていただき、常に敬意をもって向き合い、謙虚さを大切にして利用者の思いに耳を傾けることを基本とし、介護関連の資格取得を目指す方々に実習の場を提供する。

(2) 協力ボランティア

施設は孤立しているものではなく、地域に開放され、地域住民との交流がなされなければならない。現状、施設で生活する利用者は閉鎖的な生活をされており、ホームに多くの人々が出入りし多くのコミュニケーションを確保することが求められる。あらゆる機会をとらえ地域との結びつきを強めて、ボランティアの拡大に努めていく。コミュニケーション活動の充実をはかる。

(3) 職業体験

地域交流の一環として地元中学生・高校生に介護現場での体験の場を提供し、利用者とのふれあいの中から自分の生き方や進路について考えるきっかけになるように考える。また、仕事に携わる職員を通じて考えかたや働くことの苦労、責任、社会に果たす役割、喜びなど学んでもらう機会とする。

(4) 受け入れ体制の整備

地域に開かれた施設を目指すために、上記の方たちの受け入れを図っていくため、受け入れに向けての発信を積極的に行い、申込があった場合、速やかに施設長、副施設長、生活相談員等で協議し担当者を選任し、指導のもと活動していただく。受入れ態勢が分かり易い様にマニュアルを整備し活用していく。

12) 防災訓練計画(事業継続計画訓練)

実施予定	訓練種類	訓練内容
4月	基本訓練	新人職員に対する消防訓練の研修(防災館実技訓練)
5月	通報訓練	有人直接通報訓練、館内の消防設備の説明
6月	初期消火訓練	消火器、屋内消火栓の取り扱い説明、訓練
7月	避難誘導訓練	火災時を想定しての避難訓練、誘導訓練、避難場所の確認
8月	大雨強風対応訓練	台風、ゲリラ雷雨時の水害対策、避難訓練
9月	避難訓練	BCPに基づく大規模地震を想定した避難訓練
10月	消火訓練	消火器、屋内消火栓の取扱説明
11月	基本訓練	近隣施設・消防署と合同訓練の実施
12月	救命講習	応急手当、AED 取り扱い訓練
1月	避難訓練	夜間の火災発生を想定した訓練
2月	防災学習	BCP 計画に基づく訓練・職員連絡網
3月	基本訓練	近隣施設・消防署と合同訓練を実施

13) 研修計画

(1) 新卒者研修

-1 ホームの雰囲気慣れ利用者とのコミュニケーションを図る。

- ① 個人情報保護について
- ② サークル、ふれあい喫茶誘導と対応
- ③ 話の傾聴
- ④ 床頭台整理（感染予防消毒を含む）
- ⑤ シーツ交換など

-2 机上研修

- ① 樺会 沿革及び職員心得
- ② 就業規則、接客、マナー、コミュニケーションについて
- ③ 三大介護についての研修（食事、排せつ、入浴等）
- ④ 紙おむつについての正しい知識を深めるための説明（業者による）
- ⑤ 保健医療について（褥瘡、体位交換、感染症等）
- ⑥ 身体拘束と事故発生防止について
- ⑦ 権利擁護、プライバシーについて
- ⑧ 自立支援、介護技術について
- ⑨ 虐待防止について
- ⑩ 防災館体験研修

※外国人職員については、上記内容に加え、別途研修を実施する。

-3 実務研修

- ① 入 浴 3日間
- ② グループホーム 3日間
- ③ 特 養 6日間（2階3日間、3階3日間程度）

-4 OJT研修 3ヶ月程度配属事業所にて実務を通じて業務を習得する。

(2) 中途採用者

-1 当該サービスに関する研修

- ① 常勤職員に対して

本人の取得資格、経験、知識などを考慮しながら、各人にあった研修を実施する。

② 契約職員に対して

就業する職務経験等によって都度決定する。最低 3 日間の日勤研修を実施後、配置部署で O J T 研修を実施する。

(3) 外部研修・階層別研修

- 1 救命技能認定研修の実施（期限到来者及び新規取得者を対象）
- 2 東京都社会福祉協議会及び各種関係機関からの研修開催案内をもとに、経験、職責、必要の度合いなどを考慮し、都度対象者を選任し参加。

(4) 職員研修

新型コロナウイルス感染症を含む各種感染症による感染防止の観点から、大人数での集合研修から各部署管理者・関係者等からの少人数・小分けによる研修を可能な限り実施し、各種委員会等、引継ぎなどを通じて、全職員に研修を実施し、研修内容の情報共有を行い、研修内容の充実をはかる。

実施月	研修テーマ	内容
4 月	・ 職員のマナーについて	・ 挨拶、言葉使い、接客対応について
5 月	・ 感染症及び食中毒予防、蔓延防止 ・ 虐待防止について	・ 食中毒予防、蔓延防止、発生時対応 ・ 虐待の定義、成年後見制度の理解、虐待防止・対策について
6 月	・ 倫理及び法令遵守について ・ 認知症の基礎知識	・ 適切な事業運営の確保のための職員が守るべき倫理、法令など ・ 認知症の種類や周辺症状について、利用者の接し方について
7 月	・ 事故発生防止またはその再発防止 ・ 身体拘束廃止にむけて	・ 個別事例の分析、防止策及び介護事故発生時の対応 ・ 身体拘束が及ぼす影響について
8 月	・ 褥瘡対策 ・ ターミナルケアの考え方、ご本人やご家族への対応/緊急時の連絡体制について	・ 褥瘡のメカニズム、体位変換方法、栄養状態の管理 ・ 考え方、ご本人ご家族への対応、夜間等、看護師不在時の連絡体制について
9 月	・ プライバシー ・ 認知症の周辺症状	・ 利用者本位の介護サービスの質の確保として、利用者等のプライバシーの保護 ・ 徘徊、暴言、介護拒否等の対応について
10 月	・ 感染症及び食中毒予防、蔓延防止	・ ノロウイルス、インフルエンザ予防、コロナウイルス 等発生時対応
11 月	・ 自立支援に向けてのケア ・ 介護職員の医療ケアについて	・ 介護における自立支援について ・ 介護職員の観察について
12 月	・ 虐待防止について	・ 高齢者虐待防止・対策について ・ 早期発見の対応・報告・改善策について
1 月	・ 食事について	・ 誤嚥を防止し安全な食事介助、誤嚥した際の対応、
2 月	・ 事故発生防止またはその再発防止 ・ ターミナル期における精神的ケアについて	・ 個別事例の分析及び介護事故発生時の対応防止策 ・ 利用者、ご家族への精神的ケアについて
3 月	・ 身体拘束廃止にむけて ・ 褥瘡対策	・ 身体拘束を排除するための取組 ・ 褥瘡のメカニズム、体位交換方法、栄養状態の管理

西砂指定居宅介護支援事業所 にしすな福祉相談センター

1) 事業目的

本事業は市民が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう地域包括ケアシステムの構築を目指す事を目的とし、事業の展開、拡大に寄与するよう努める。

指定居宅介護支援事業所は、在宅の要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

福祉相談センターは、高齢者福祉に関する最も身近な総合相談窓口として、介護保険制度に関する相談および、制度対象外の利用者その家族・地域住民に対する公的な機関として高齢者の在宅支援を図ることを目的とする。

2) 運営方針

(1) 利用者の心身状態・その家族の状況等を把握し、利用者が居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように利用者の立場に立って支援する。

(2) 利用者の意思および人格を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、情報提供および利用についての啓発を行なう。

(3) 事業の実施にあたっては関係市区町村・地域の保健・医療・福祉サービス事業所との連絡調整を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(4) 営業日および営業時間

営業日 月曜から土曜（祝日含む）

ただし、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

その他 電話により24時間相談受付体制とする。

3) 事業内容

(1) 在宅介護について総合的な相談、介護サービス、介護予防、総合事業、生活支援サービス等の利用に関する総合相談窓口

(2) 福祉用具の紹介

(3) 要介護認定調査の実施

(4) 認知症高齢者の介護を含む家族介護の方法・サービス利用等の相談

(5) 支援困難な事例や虐待が疑われる事例等への対応

(6) 住宅改修に関する相談および利用援助

(7) 圏域内の地域包括支援センターや地域福祉関係諸機関との連携、連絡会・交流会・会議の支援・参加

(8) 各種申請受付・代行

(9) 介護予防教室等の企画・実施

(10) 地域ケア会議・各種連絡会等への参加

4) 令和 8 年度 重点事業方針

- (1) 地域高齢者全体を視野に入れ、その生活を支える地域福祉事業の中心的位置づけとして地域包括ケアシステム構築を目的とし、立川市、地域包括支援センター、社会福祉協議会等他機関との連携を図り積極的に対応・行動する。
- (2) 本事業は利用者およびご家族の意見を尊重した居宅介護サービス計画を作成する。介護支援専門員一人当たりの担当利用者数を介護予防（1/3 件で計算）、要介護支援合わせて 45 件未満を限度としたケアプランの作成、継続的な管理を行ない、他のサービス事業所への連絡調整や利用者およびご家族の状態の変化等継続的にモニタリングしていく。
 - 1 サービス担当者会議の開催
 - 2 ケアカンファレンス実施
 - 3 定期的な訪問による状態把握
 - 4 依頼時の即時訪問
 - 5 マニュアルの作成・見直しを行ない業務が円滑に行われるように努める。
- (3) 地域に根差した介護予防教室を企画・開催し地域住民との交流の場や憩いの場の提供に努めていく。地域福祉アンテナショップとして地域拠点としての役割、近隣住民が参加しやすいような環境作り、地域ニーズに合ったプログラム作成を目指していく。具体的には介護予防教室として月 2 回、毎月第二土曜日に「にしすなカフェ」（毎月テーマを変える）と毎月第三木曜日に「にしすなカフェ 歌声広場」（毎月音楽がテーマ）を開催する。
- (4) 研修会には積極的に参加し、ケアマネジャーとしての資質向上に努める。
 - 1 ケアマネジャー勉強会の開催
 - 2 新規入職者には研修計画を作成し業務の流れ、支援計画書作成の説明を行ない、同行・フォローし人材育成に努める。
 - 3 毎日 朝礼・夕礼にて情報共有を行い、毎月 1 回課内会議を開催し利用者に関する情報、留意事項に係る伝達を行なう。
- (5) 個人情報の適切な取り扱いを図り、利用者のプライバシーを保護する。個人情報の利用目的については居宅介護サービス計画に基づき、居宅サービス等を円滑に実施する為に契約時に所定の用紙に利用者、ご家族の同意を得る。情報提供時は関係者以外に決して洩れる事のないように細心の注意を払う。

(6) 研修会・連絡会等参加計画

-1 立川市地域ケア会議	年 12 回
-2 立川市地域包括運営協議会	年 6 回
-3 立川市小地域ケア会議	年 4 回
-4 自立支援会議	年 2 回
-5 包括・福祉相談センター長リモート会議	年 6 回
-6 福祉相談センター会議	年 2 回
-7 北マネサロン	年 2 回
-8 医療・介護多職種連携研修会	年 4 回
-9 介護支援専門員連絡会・研修会	年 8 回
-10 主任介護支援専門員連絡会	年 4 回
-11 第 6 地区民生委員児童委員協議会	年 12 回
-12 第 6 地区ケアマネ事例検討会	年 2 回
-13 西砂地区健康フェア	年 1 回

-14 西砂地区防災訓練 年 1回

-15 立川市地域福祉フォーラム 年 1回

- (7) 感染症予防対策を徹底し新型コロナウイルスをはじめとする各感染症の感染拡大防止に努める。外出時はマスクを着用し社内や利用者宅でも咳エチケットを心掛け、換気を十分に行う。

3つの密（密閉・密集・密接）の回避を行ない、外出先からの帰宅時の手洗い・うがいの徹底、こまめなアルコール消毒の実施、人混みや近距離での会話の制限等を実施していく。

利用者の安全確保、職員の安全確保を念頭に置き各関係機関と連携を取りながら感染症予防対策に努めていく。

- (8) 高齢化社会到来を踏まえ近年多様化・複雑化する社会課題に対するためにヤングケアラー、障害者、生活困窮者等、他の制度に関する知識の習得や対応を目的とし、事例検討会や研修等に参加していく。

- (9) 年2回の介護支援専門員実習生の受入れを継続実施し、ケアマネジャー不足への課題解決への寄与、介護保険制度普及への啓発や取り組みを行う。

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム 花梨)

1) 事業目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで食事、入浴、排泄等の日常生活の援助及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

2) 運営方針

- (1) 地域社会とのつながりを重視し、安全に共同生活を営むことを基本にタイムリーなサービスを提供する。
- (2) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- (3) 利用者及びそのご家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解り易く説明する。
- (4) リスクマネジメントを常に念頭に置き、利用者の行動特性の把握、防災時や緊急時等に対するスキルの習得、地域や関係機関等との連携を行い、安全に配慮した運営を行う。
- (5) 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

3) 事業内容

(1) 職員の員数及び職務内容

-1 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

-2 計画作成担当者 2名 (常勤・兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する事と共に連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡、調整を行う。

-3 介護職員 人員基準以上 (常勤・非常勤・兼務)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(2) 事業内容

-1 利用定員 18名 <2ユニット>

-2 短期利用共同生活介護

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

-3 自主事業要領 2床

この事業は利用者及びご家族に施設緊急利用の必要が生じた場合または施設入所へ向けての体験の場として、地域の皆様に広く活用していただくことを目的とする。また、介護保険事業外の事業とする。

4) 令和8年度重点事業方針、計画

- (1) 健全で安定した運営を目標に、新たなシステム導入によって事務作業の効率化、人員配置の見直しをすることで業務の効率化を図り支出削減に努める。また、稼働率の確保、新

規加算の獲得を目標として収入増を目指していく。

(2) 主治医、訪問看護ステーション、薬局との連携を密にして医療への対応力の強化を行い、様々な医療ニーズに対応ができる体制、職員のスキルアップをする。

(3) 一部照明器具の LED 化、防水対策、エアコンの入れ替え等、施設整備を計画性をもって進めていく。

(4) グループホーム花梨行事計画

月	行 事	実 施 内 容
4 月	観桜会	園庭の桜を鑑賞し春の訪れを感じる。
5 月	端午の節句 運営推進会議	飾りつけを行い、端午の節句を楽しむ。
6 月	園遊会 梅雨払い	ゲームやカラオケ等レリクリエーションを楽しむ。
7 月	七夕 運営推進会議	手作りの作品や、皆様の願い事の飾り付けを行う。
8 月	夏祭り	出店風メニューや歌などで夏祭りを楽しむ。
9 月	運営推進会議 お月見	十五夜に関する装飾やおやつで季節を感じる。
10 月	収穫祭 長寿を祝う会 ハロウィン	農園で育てた新鮮野菜の収穫を楽しむ。 特養ホールにて利用者の長寿をお祝いする。
11 月	紅葉ドライブ 運営推進会議	深け行く秋を満喫していただく。
12 月	クリスマス会	ケーキやプレゼント交換などクリスマスを楽しむ。
1 月	初詣 新年会 運営推進会議	新年を迎えた喜びを皆様と共に祝う。
2 月	豆まき	豆まきをして節分の雰囲気味わう。
3 月	ひな祭り 運営推進会議	お雛様や桜餅を手作りし、皆様と祝う。
* その他に毎月 1 回の季節行事、外食の日、お好みメニューの日、誕生会を行う。 また、随時散歩などを行っていきます。		

学童保育事業 (西砂第三学童保育所)

1) 事業目的

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、時代を担う児童の健全な育成支援を行いその家族の子育てを支援する役割を担う事を目的とする。

2) 運営方針

- (1) 児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るように努める。
- (2) 常に保護者と密接な連携をとり、学童における子供の様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と学童で共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援する事が必要となる。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭への養育を支援する事に努める。
- (3) 事故防止のため、常に子供の行動を十分に把握して安全に配慮した保育を行う。
- (4) 子供や保護者の苦情に対して迅速かつ適切に対応し、その解決を図るように努める。
- (5) 指導員の専門性の質を高め、組織を担う人としての成長を促し、絶えず業務改善に努める。
- (6) 社会事情により生じる問題、児童虐待等への対応、安全確保・苦情解決等の体制を整え安全かつ安心して過ごせる環境をつくる。

3) 事業内容

(1) 職員数

- 1 学童保育支援員 1名(常勤) 他パート 4名
- 2 補助員 0名

(2) 利用定員

定員 42名(内 障がい児枠 2名)

4) 学童保育年間指導計画

(1) 指導目標

- 1 基本的な生活習慣を身につけさせる
- 2 一人ひとりを大切にしながら集団生活を充実させる
- 3 自分で考え、表現・行動ができるようにする
- 4 日々の集団生活の中で感謝の気持ちや感動の心を育てる
- 5 いろいろなことに挑戦して、最後まであきらめない気持ちを育てる
- 6 のびのび遊び丈夫な身体作りを培う
- 7 手仕事、工作活動を通じて、手の労働を体験する
- 8 仲間と協力した生活作りの中で、地域の中でも自立していける力を身に付けさせる

(2) 児童目標

- 1 仲良く元気に遊ぼう
- 2 仲間を大切にしよう
- 3 豊かな心を育もう
- 4 自分の気持ちを自分の言葉で言えるようになろう
- 5 みんなで一緒に楽しい学童にしよう
- 6 あいさつ、手洗いうがい、片付け、返事ができるようになろう

5) 令和8年度重点事業方針、計画

- (1) 子どもの生活の連続性を保証するために、来所や帰宅の状況、学校施設の利用、災害等が発生した際の対応の仕方や緊急時の連絡体制などについて、日常的、定期的な情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。
- (2) 子供の来所や帰宅の状況、遊びや生活の様子について、連絡帳、迎えの際、保護者会等の方法を活用して、日常的に保護者に伝え、情報を共有し、信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者から相談がある場合には、気持ちを受け止め、自己決定を尊重して対応することに努める。また、事故やケガが発生した場合には、子供の状況等について速やかに保護者に連絡する。
- (3) 立川市との連携の下、災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、迅速に対応できるようにする。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- (4) 感染予防防止策の徹底を行う為、手洗い・うがいの習慣を身につけさせることを基本にし、室内に入る前のアルコール消毒、保育室の換気、1日1回の保育室内・トイレの消毒・遊具等の定期的な消毒の継続。職員、児童の体調の変化にも注意を払い、体調の変化に迅速に対応し、特に児童の場合、保護者への連絡/お迎え要請を図る。
- (5) おやつ提供の菓子類のコスト上昇により、購入できるものが限られてきているが、工夫しながらできる限り子供たちが喜ぶものの提供を考慮する。
- (6) おやつ提供に伴いアレルギーの有無を職員全員で把握し、安全におやつを提供できるように努める。
- (7) 気候変動に伴い外遊びの安全面の考慮及び室内遊びを充実させることで、臨機応変な保育に対応できるようにする。
- (8) 配慮が必要な児童の受け入れが増えていくため、職員の研修の参加をより多くできるように職員体制を整える必要性がある。
- (9) 高学年の受入れが増えつつある中で、低学年とは異なった遊びを充実させるよう考慮する。
- (10) 昨年度より、長期休業中のみお弁当配達事業が開始され、それに伴い、学童保育所でも間食費の中からランチを年4回提供しているが、更に提供回数を増やせるよう検討し、少しでも保護者の負担を減らせる工夫を試みる。

※こんな学童保育所に

- ① 働くことと子育ての両立を求めて保護者が安心して預けられる学童保育所に。
- ② 集団生活を通して子ども達が主体となる生活を作り上げていける学童保育所に。
- ③ 子ども・保護者・指導員が共に育ちあえる学童保育所に。
- ④ 関係機関や地域と連携し、保育の向上を求め続ける学童保育所に。

⑤ 指導員が心身ともにゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる学童保育所に。

⑥ 平和な社会を目指していける学童保育所に。

(11) 行事計画

時期	目標		行事・主な活動	指導上の主な留意点
第 1 期	◎学童のきまりを覚えよう	4 月	◎入所歓迎会 ◎誕生会	新入生が環境にスムーズになれるように配慮す
	◎生活のリズムをつけよう	5 月	◎キララカード作り ◎一日保育	2～6 年生は上級生としての自覚をもてるようにする
	◎仲間と仲良くしよう	6 月	◎誕生会 ◎個人面談随時	班活動や遊びを通して子ども同士の関わりをつくっていく
夏季	◎夏休みの生活お楽しもう	7 月	◎誕生会 ◎夏の遊び	リズムある規則正しい生活習慣を身に付ける
		8 月	◎プラバン工作 ◎ランチパーティー	夏休みならではの遊びや活動に取り組み、楽しく有意義な体験をする
第 2 期	◎秋を楽しもう	9 月	◎お楽しみランチ ◎誕生会 ◎祖父母向け手紙作成	集団遊びや活動を通して友達と遊ぶことの楽しさを知らせる
	◎学童の決まりや約束を確認しよう	10 月	◎ハロウィン P ◎一日保育	芋ほりを経験して食べ物への感謝の気持ちを培う
	◎友達との遊びを楽しもう	11 月	◎芋ほり ◎誕生会 ◎マフラー作り	秋の自然に触れさせる
	◎最後まで根気強く取り組もう	12 月	◎リース制作 ◎クリスマス会 ◎ランチパーティー ◎大掃除	皆で協力し合い行事を楽しむ
第 3 期	◎伝承遊びに取り組んで楽しもう	1 月	◎伝承遊び ◎お楽しみランチ ◎ランチパーティー ◎誕生日会	伝承遊びの楽しさを体験させる
	◎寒さに負けず元気に外遊びをしましょう	2 月	◎節分 ◎バレンタインおやつ	うがい・手洗いを徹底させる
	◎1 年間の成長を確かめ、思い出作りと進級への期待を持とう	3 月	◎入所説明会 ◎誕生日会 ◎お楽しみランチ ◎ランチパーティー ◎お友達に感謝の気持ちを手紙で伝える ◎お別れ会	進級、卒所への自覚を持たせる
その他の行事、連絡等				
◎避難訓練・・・年に 2 回実施する。				
◎保護者懇談会・・・年に 1 回実施する。				
◎個人面談・・・随時受付。				
◎活動詳細については、おたよりでお知らせする。				